

# 児童養育家庭ホームヘルプサービス 事業のご案内

児童を養育しているご家庭で、体調不良などで家事が困難な方、周囲のサポートを受けることが難しい方などに一定期間ヘルパーを派遣し、家事支援を行います。

- 児童の保育や送迎等の育児支援は行いません。育児支援をご希望の場合は、すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」や、すみだファミリー・サポート・センターなどのご利用をご検討ください。
- 妊娠中の方、0歳から2歳までの児童を養育されている方は、「家事・育児サポーター事業」をご利用ください。

## 1 対象となる方

墨田区内に住所（住民登録）があり、義務教育終了前の児童を養育している家庭の保護者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 一時的疾病（けがも含む） ※産前・産後は含みません。
- (2) 親族等の冠婚葬祭に出席するとき
- (3) ひとり親家庭

## 2 支援内容

食事の準備や片付け、居室の掃除・整理整頓、衣類の洗濯、その他必要な家事

※買い物、換気扇・排水口内部・エアコン等の清掃やカビ取り、窓ガラス拭き、部屋の模様替え、その他専門的知識を必要とする調理及び作業などは対象外です。

## 3 派遣期間（※日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

申請のあった日の翌日から3か月以内で必要な期間

## 4 派遣時間

午前7時から午後7時までの間で、1回につき連続した2時間以内



## 5 利用料金

下の各表に定める区分に応じた自己負担金がかかります。

階層区分		自己負担額（1時間当たり）	
		通常時間内	通常時間外
A	生活保護世帯等・区民税非課税世帯	0円	0円
B	区民税均等割のみ課税世帯	450円	500円
C	その他の世帯	900円	1,000円

曜日	時間	午前7時～午前9時	午前9時～午後5時	午後5時～午後7時
平日		通常時間外	通常時間内	通常時間外
土		通常時間外		
日・祝日 年末年始		利用不可		

※キャンセル料：事前キャンセルについて、料金は発生しません。利用日の前日（前日が土日・祝日・年末年始にあたる場合は、その前の平日）の午後5時以降にキャンセルした分は、派遣実施の有無にかかわらず、利用予定時間分の料金が発生します。

申請方法は裏面をご覧ください。

## 6 申請方法

利用開始希望日の1か月前から、申請することができます。まずは子育て支援総合センターへ電話で来所日の予約を入れ、必要書類を持ってお越しください。（原則、郵送やメール等による受付は行っておりません。）

## 7 申請時に必要なもの

### (1) 申請者の本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証 等

### (2) 要件に該当することを確認できる書類

[具体例]

#### ① 一時的疾病（けがも含む）

医師の診断書（本サービス利用の必要性、期間がわかる内容） 等

#### ② 親族等の冠婚葬祭に出席するとき

案内はがき 等

#### ③ ひとり親家庭

戸籍の全部事項証明、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等(マル親)医療証 等

### 【申込み・問合せ先】（平日 午前9時～午後6時）

墨田区子育て支援総合センター

〒130-8628 墨田区横川五丁目7番4号 すみだ保健子育て総合センター 4階

電話：03-3622-1150 FAX：03-3622-1156

Mail：kosodatesogocent@city.sumida.lg.jp



(Googleマップ)

## 8 サービス利用の流れ

### ① 申請手続き（利用開始希望日の約1か月前 頃）

希望する日程、回数、時間帯やサービス内容等をお聞きます。

（具体例）

- ・〇月〇日から◇月◇日までの間、週1回、午前中が望ましい。
- ・「部屋の掃除」と「食事の準備や片付け」をお願いしたい。



### ② 日程確認（申請手続きから2週間後 頃）

利用日程をヘルパー事業所と調整後、お電話でお知らせします。

電話確認後、決定通知書をご自宅に送付します。

※調整にあたっては、派遣日時がご希望に添えない場合もあります。

あらかじめご了承ください。



### ③ 利用開始

決定した内容で、ヘルパーを派遣します。

※派遣日時は、決定後でもヘルパー事業所との間で協議の上、変更・調整可能です。

※キャンセルする場合は、定められた期日までに連絡する必要があります。

### ④ 支払い（利用した月の翌月中旬頃までに送付）

1か月ごとに、利用実績をもとに当センターから納付書（振込用紙）をご自宅にお送りします。

指定の期日までに、お近くの金融機関（銀行、郵便局等）窓口にてお支払いをお願いします。